

盛岡市ふるさと起業家支援プロジェクト補助金取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、盛岡市ふるさと起業家支援プロジェクト補助金(以下「補助金」という。)の交付事務の適正かつ効率的な執行を図るため、盛岡市ふるさと起業家支援プロジェクト補助金交付要綱(盛岡市告示第300号。以下「交付要綱」という。)第2(4)に規定する市長の認定の手続き並びにその他の事項に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において使用する用語の定義は、交付要綱において使用する用語の例によるものとする。

(認定手続き)

第3 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、盛岡市ふるさと起業家支援プロジェクト対象事業認定申請書(別記1)に次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 事業計画書(盛岡市共通様式第2号。以下「様式〇号」という。)

(2) 事業計画書 別紙(別記2)

(3) 収支計画書(様式第3号)

(4) 直近決算期の財務諸表の写し(個人事業主の場合は、確定申告書の写し)

※事業の開始後、まだ決算期を迎えていない場合は、事業の開始日の分かる書類及び事業の開始後の事業活動状況書

(5) 定款及び履歴事項全部証明書の写し(個人事業主の場合は、開業届出書及び住民票の写し)

(6) 営業許可証の写し(許認可を必要とする事業に限る)

(7) 誓約書兼同意書(別記3号)

(8) 市税の納税証明書(前年度分)

(9) 事業パンフレット、技術・製品の資料(カタログ)等の参考書類

(10) その他市長が必要と認める書類

(事業の認定)

第4 市長は、前条の申請があったときは、盛岡市ふるさと起業家支援プロジェクト認定審査委員会(以下「審査会」という。)を開催し、当該審査会の審査結果に基づき、補助金の交付対象となる認定事業(以下「認定事業」という。)の認定を行うものとする。この場合において、市長は当該認定について必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により認定事業の認定(以下「認定」という。)又は不認定を行ったときは、速やかにその旨(認定に条件を付したときは、その認定の内容及び条件)を盛岡市ふるさと起業家支援プロジェクト認定(不認定)通知書(別記4)により、申請者に通知するものとする。

3 審査会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(認定事業者の義務)

第5 補助金の交付を受けた認定事業者は、認定に係るクラウドファンディング型ふるさと納税により資金を提供した者（以下、「資金提供者」という。）に対して、自社製品（商品）の試供品送付、事業所見学、事業の経過報告、その他認定事業に継続して関心を持ってもらうための取組を行うものとする。

2 認定事業者は、盛岡市補助金交付規則（昭和50年10月13日規則第27号。以下「規則」という）第6条により認定事業を変更（軽微な変更を除く。）又は中止若しくは廃止した場合には、市長及び資金提供者に対し、当該変更等の経緯及び理由並びに認定事業のうち既に実施された部分に係る事業報告を付し、その報告を行わなければならない。

3 認定事業者は、資金提供者との間に紛争が生じた場合は、認定事業者の責により解決するものとする。

(認定の取消し)

第6 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 条例、規則及びこの要領の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (3) 認定事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助金を他の用途に転用したとき。
- (5) その他市長が不相当であると認めたとき。

2 第4第2項の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金返還)

第7 市長は、規則第20条に該当する場合の他、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、既に補助金が交付されているときは、認定事業者に対し、補助金交付決定取消通知書（様式第19号）、補助金返還命令書（様式第20号）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- (1) 前条の規定により、市長が認定事業者の認定を取り消したとき。
- (2) 認定事業者が交付要綱第6の規定による補助事業完了報告を行わないとき。
- (3) 第7第2項に規定する変更又は中止若しくは廃止の報告を行わないとき。
- (4) 補助金を交付要綱第6の規定による事業完了報告までに全額使用しなかったとき。

2 前項の(1)から(3)の場合は補助金の全額を、(4)の場合は事業報告までに使用しなかった額を認定事業者は返還するものとする。

(加算金及び延滞金)

第8 補助金の返還に係る加算金及び延滞金については、規則第22条を準用する。この場合において「補助事業者」とあるのは「認定事業者」と読み替える。

(返還された補助金の取扱い)

第9 返還された補助金については、もりおか元気応援寄附（施策メニュー「もりおかの未来を創る若者・商業・ものづくりを応援」）への寄附として、財政調整基金に積み立てるものとする。

(認定事業の開始の時期)

第10 交付決定通知の前に着手した事業は補助対象外とする。

(補助対象経費の取扱い)

第11 交付要綱第3に定める補助金の交付の対象経費の額は全て税抜金額とする。

2 交付要綱第3に定める「その他市長が必要と認める経費」とは、施設整備費、機械設置費とする。

(補助額を超える寄附金の取扱い)

第12 交付要綱第3における補助金について、認定事業者が事業に要する経費がクラウドファンディング型ふるさと納税に係る寄附金の額よりも低い額となった場合、補助額を超える寄附金は、もりおか元気応援寄附（施策メニュー「もりおかの未来を創る若者・商業・ものづくりを応援」）への寄附として、財政調整基金に積み立てるものとする。

(補助金前金払請求)

第13 規則第18条及び交付要綱第6に定める補助金前金払は、認定に係るクラウドファンディング型ふるさと納税額が確定した後に請求できるものとする。

(秘密の保持等)

第14 認定事業者及び認定事業者の従事者（従事していた者を含む。）は、事業の業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

2 認定事業者は、事業の実施に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の個人情報の保護に関する関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(補則)

第15 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年5月27日から施行する。

別記 1

年 月 日

(宛先) 盛岡市長

住所又は所在地
名称
氏名又は代表者名

盛岡市ふるさと起業家支援プロジェクト認定申請書

盛岡市ふるさと起業家支援プロジェクト補助金に係る事業認定を受けたいので、盛岡市ふるさと起業家支援プロジェクト補助金交付要領第 5 条の規定により、申請します。

事業名		
申請動機		
寄附目標額		円
事業実施期間		年 月 日から 年 月 日まで
備考		

※寄附目標額は 100 万円～200 万円で設定してください。

別記2

事業計画書 別紙

1 申請人の概要

フリガナ	
法人名・屋号	
フリガナ	
代表者氏名	
所在地（事業実施地）	〒 -
TEL	
E-mail	
直近の職歴	年 月 日
事業形態	☐ 個人事業 ☐ 法人
開業・設立日	年 月 日
資本金・出資金 （法人の場合）	円
従業員数	名
業種	
許認可・免許等 （必要な場合のみ）	許認可・免許等名称： 取得見込み時期：
主な取引先（予定）	

2 実施する事業の実施体制等

事業実施体制	
寄附金が目標金額に到達しなかった場合の不足資金の調達方法	1. 自己資金 2. 金融機関からの借入 3. その他（ ）
寄附者への事業報告（予定）	回数：年間 回 方法：電子媒体・紙媒体・その他（ ）
事業の広報・PRの工夫（寄附金募集のための工夫）	

3 事業詳細

現状と課題	
課題解決に向けた取組	
地域資源の活用方法	
その他事業に対する 想い、意気込み	

4 寄附者に向けた取り組み内容

継続して事業に関心 を持ってもらうため の取組（試供品送 付、事業所見学等）	
---	--

返礼品（返礼品を行う場合に限る。）

寄附金額	円	お礼品等
寄附金額	円	お礼品等
寄附金額	円	お礼品等
寄附金額	円	お礼品等
寄附金額	円	お礼品等

5 事業実施上の問題点・リスク及び対策

--

6 事業実施年間スケジュール

月	
月	
月	
月	
月	
月	

月	
月	
月	
月	
月	
月	
備考欄	

※記入欄が足りない場合等は備考欄にその旨記載のうえ、別紙添付のこと。

別記 3

盛岡市長 様

誓 約 書 兼 同 意 書

次の誓約事項及び同意事項について、誓約及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 適用されるすべての法令を現在遵守しているとともに、将来も遵守すること。
- (2) 寄附金が目標額に達しなくても補助対象事業を実施すること。
- (3) 奨励金の交付を受けた場合は、クラウドファンディング型ふるさと納税により資金を提供した者に対して、事業の経過報告等を行うことにより認定事業に継続して関心を持ってもらうための取組をすること。
- (4) 盛岡市暴力団排除条例（平成 27 年条例第 9 号）第 9 条 第 1 項 の「暴力団員等」の規定に該当するものまたはこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 4 項から第 13 項までに掲げる営業を行うものでないこと。
- (6) 申請書及び添付書類の申請内容に事実と相違がないこと。

2 同意事項

- (1) 盛岡市ふるさと起業家支援プロジェクト奨励金交付要綱第 16 条の規定により既に給付を受けた一時金の全部又は一部の返還を命じられた場合には、給付された一時金を定められた期間内に返還すること。
- (2) 事業完了後、盛岡市が事業効果の検証のために行うアンケート調査に回答すること。

令和 年 月 日

（申請者兼請求者）

本社所在地又は住所

市内の事業所所在地

企業名又は屋号

氏名又は代表者名

別記 4

盛 第 号
令和 年 月 日

(団体名及び代表者氏名) 様

盛岡市長

盛岡市ふるさと起業家支援プロジェクト認定（不認定）通知書

年 月 日付け盛岡市ふるさと起業家支援プロジェクト認定申請書に基づき審査した結果、下記の結果となりましたので通知いたします。

記

結果	認定・不認定
条件	